

本会議において、具体的な根拠を示すことなく、侮辱もしくは名誉毀損になりかねないと発言した大村光子議員に対し、猛省と発言の撤回を求める決議（案）

名古屋市会は、このたびの愛知県知事解職請求の署名簿に多数の不正署名が存在することが明らかになったことを受け、本年2月18日に「愛知県知事解職請求に係る不正署名問題について真相究明を徹底して行うことを求める決議」を全会一致により可決した。

そのような中、大村光子議員は、2月25日の本会議で行われた質疑の中に「河村市長が署名の偽造に加担したかのような、河村市長が中心人物であるとのことが明らかになった」との発言があり、その発言は、市長の政治姿勢に対し、侮辱もしくは名誉毀損になりかねないものであると述べた。

しかしながら、当該質疑の内容は、愛知県選挙管理委員会からの依頼に基づき、本市の選挙管理委員会が実施した署名簿の調査に係る補正予算について、その事務執行の在り方をただすとともに、河村たかし市長が署名収集の中心人物であったことを根拠を示して指摘したものであり、河村たかし市長が署名の偽造に加担した、あるいは、その中心人物であったというようなものではなかった。

それにもかかわらず、大村光子議員は、本会議という公開の場において、具体的な根拠を示すことなく、当該質疑を行った議員が問題のある発言をしたかのような指摘を行った上で、侮辱もしくは名誉毀損になりかねないと述べた。このような発言は、当該質疑を行った議員の名誉を傷つけるものであると同時に、今後行われる議案質疑及び市政に関する質問の際の議員の発言を議員自ら封殺することにつながりかねない。

実際に大村光子議員の発言により、発言をちゅうちょせざるを得ない状況となり、議案質疑に入ることができなかつた総務環境委員会は、同議員を参考人として招致し、本会議での発言について説明を求めた。ところが、同議員は、謝罪の言葉を述べないどころか、侮辱や名誉毀損になりかねないと判断した根拠を問われると、全体を通してそう感じたなどと曖昧な発言を繰り返すことに終始し、釈明の機会が十分与えられたにもかかわらず、同議員から、正常な議案質疑を行うことが困難な状況を解消しようとする意思を感じることはできなかつた。

言うまでもなく、議会と市長は、二元代表制に基づき、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政運営を行うべきものとされており、議会は、市長等の事務の執行について監視及び評価を行う役割を担っている。その役割を果たす上で、本会議や委員会での質疑・質問は非常に重要なものであつて、大村光子議員の発言は、議員として果たすべき役割を自ら放棄するものであると同時に、自由闊達な議論を行うべき議会に対する重大な侵害行為であり、真相究明を徹底して行うことを求めるとしたさきの決議の内容に照らしても、断じて許すことはできない。

よつて、名古屋市会は、大村光子議員に対し、議案質疑に多大なる混乱を招いたことに対する責任を重く受け止め、猛省と発言の撤回を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和　年　月　日

名　古　屋　市　会